

提言を踏まえた犯罪被害給付制度の見直しの概要

見直しポイント① 各給付金の支給最低額の一律引上げ

現行制度の課題①

若い子ども等の収入がない方が犯罪被害により亡くなった場合の遺族に対する給付額が十分ではない

見直し概要

遺族給付金の支給最低額が他の公的給付等制度における支給最低額と同水準になるよう、遺族給付基礎額の最低額を一律に引上げ
同様に障害給付基礎額及び休業加算基礎額の最低額も一律に引上げ

【遺族給付基礎額】 現行の最低額 **3,200円** ⇒ **6,400円**に引上げ

【障害給付基礎額】 現行の最低額 **3,600円** ⇒ **5,900円**に引上げ

【休業加算基礎額】 現行の最低額 **2,200円** ⇒ **3,200円**に引上げ

見直しポイント② 遺族給付基礎額の算定における加算の新設

現行制度の課題②

残された遺族が精神的ショック等から十分に就労できなくなることなど、犯罪被害者本人の収入途絶以外にも、経済的に大きな打撃を受ける実態があることを踏まえて、給付額の算定を見直すべき

見直し概要

遺族自身に生じる生活上・経済上の負担を緩和するため、収入のみを基礎としていた遺族給付基礎額の算定を見直し、配偶者、子又は父母が受給する場合に、遺族給付基礎額の算定に当たって加算（**4,200円**）を新設

$$\text{遺族給付金} = \left(\text{通常の遺族給付基礎額}^{(*)} + \text{4,200円} \right) \times \text{倍数}$$

(最低額が6,400円に引上げ) (新設する加算額)
(見直しポイント①関係) (見直しポイント②関係)

(※) 犯罪被害者の収入を基礎に算定

⇒ これらの見直しにより、実給付額ベースでの給付水準の大幅な引上げを実現

遺族給付金の支給額の見直しに関するモデルケース

モデルケース1 生計維持関係遺族がない場合

- 犯罪被害者 : 男性（6歳、小学生）
- 遺 族 : 父（40歳）、母（36歳）、妹（3歳）
- 受給遺族 : 父母

現 行

$$\text{遺族給付基礎額（3,200円）}^{(\ast 1)} \times \text{倍数（1,000倍）}^{(\ast 2)} = 320\text{万円}$$

※1 20歳未満の年齢層の最低額が適用

※2 犯罪被害者に生計を維持されている遺族がない場合

改 正 案

$$\text{遺族給付基礎額（6,400円}^{(\ast 3)} + 4,200\text{円}^{(\ast 4)}) \times \text{倍数（1,000倍）} = \underline{1,060\text{万円}}$$

※3 引上げ後の最低額が適用（見直しポイント①）

※4 遺族給付金を受給する遺族が父母であることから加算（見直しポイント②）

⇒ 制度上最低額となっていた幼い子どもが亡くなった場合（320万円）等についても、1,000万円を超える支給が可能に

モデルケース2 生計維持関係遺族がある場合

- 犯罪被害者 : 男性（55歳、会社員、年収550万円）^(※1)
- 遺 族 : 妻（52歳）、息子（17歳）^(※2)
- 受給遺族 : 妻（配偶者）

※1 令和5年賃金構造基本統計調査上、男性の平均的な給与額（きまって支給する現金給与額）が最も高額となる年齢層は55歳以上60歳未満であり、年収換算すると550万6,800円

※2 令和4年国民生活基礎調査上、平均世帯人員は2.25人

現 行

$$\text{遺族給付基礎額（10,547.943円）} \times \text{倍数（2,010倍）}^{(\ast 3)} = 2,120\text{万}1,365\text{円}$$

※3 犯罪被害者に生計を維持されている遺族が2人の場合

改 正 案

$$\text{遺族給付基礎額（10,547.943円} + 4,200\text{円}^{(\ast 4)}) \times \text{倍数（2,010倍）} = \underline{2,964\text{万}3,365\text{円}}$$

※4 遺族給付金を受給する遺族が配偶者であることから加算（見直しポイント②）

⇒ 見直しポイント②による加算の新設により、モデルケース1のような事例のみならず、遺族給付金全体の支給額が上昇